

阿南工業高等専門学校に勤務する学生課職員の労働時間等に関する要項

(平成16年11月17日)

(要項第26号)

(目的)

第1 阿南工業高等専門学校の課外活動時間は、原則として平日授業終了後16時15分から18時45分までとしている。このため、課外活動中の連絡担当者として、学生課職員の労働時間を割振り変更し、当該活動中の事故等に対応することを目的とする。

(職務)

第2 平日の労働時間外の課外活動時間等について「学生団体活動予定表」により掌握し、危機管理（事故等）に備える。

(労働時間等)

第3 労働時間は、10時30分から19時00分、休憩時間は、14時15分から15時00分とする。

(勤務対象者)

第4 勤務対象者は、学生課の職員とし、一日ごとの交代制とする。ただし、学生課長、寮務係の職員及び非常勤職員は除く。

(緊急用電話等)

第5 緊急連絡電話用として特定電話を設け、電話番号は、別途周知する。危機管理マニュアル及びその他事故等に対応するための備品を備える。

附 則

この要項は、平成16年11月17日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年5月10日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。